

## 平成29年度

### 第30回 全国健康福祉祭ねりんピックゴルフ競技 愛知県大会

開催日 平成29年5月24日（水）

開催コース セントクリークゴルフクラブ

〒444-2527 豊田市月原町黒木1-1 TEL0565-64-2121

愛知県ゴルフ連盟

#### ローカルルール

#### 1. アウトオブバウンズ（ゴルフ規則27-1）

（a）アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

（b）現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

#### 2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（ゴルフ規則26）

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。EAST8番、WEST7番ホールのラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、プレーヤーは、ゴルフ規則26-1による救済を受けるか、1打罰を加え白線で囲まれた指定ドロップ区域からプレーすることができる。

#### 3. 修理地（ゴルフ規則25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

（a）張り芝の継ぎ目：ゴルフ規則・付属規則I（A）3eを適用する。（ゴルフ規則164ページ参照）

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。

**このローカルルールの違反の罰は2打。**

（b）パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則25-1bの救済を受けることができる。（スタンスは除く）

#### 4. 動かさない障害物（ゴルフ規則24-2）

（a）排水溝

（b）人口の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）

（c）コース内の防球ネット（金網）が動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は2打。**

#### 5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設（巻網など）および添木・支柱・岩石はコースと不可分の部分とする。

#### 6. 地面にくい込んでいる球の救済（ゴルフ規則25-2）

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。（ゴルフ規則127ページ参照）

#### 7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはゴルフ規則18-2、18-3、そしてゴルフ規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

### 競 技 の 条 件

#### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

#### 2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

#### 3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 4. 使用クラブの規格

「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則・付属規則I（B）1a」を適用する。

（ゴルフ規則176ページ参照）

#### 5. 使用球の規格

「公認球リストの条件・ゴルフ規則・付属規則I（B）1b」を適用する。（ゴルフ規則177ページ参照）

#### 6. プレーの一時中断と再開

（a）通常のプレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、d、に従って処置すること。（ゴルフ規則71ページ参照）

（b）険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。**この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）**（ゴルフ規則71ページ参照）

（c）プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

#### 7. 練習

ホールとホール間の練習禁止（ゴルフ規則7注2）「ゴルフ規則・付属規則I（B）5b」（ゴルフ規則181ページ参照）ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則・付属規則I（B）5b』を適用する。**（ゴルフ規則181ページ参照）

#### 8. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

**この条件の違反の罰は『ゴルフ規則・付属規則I（B）2』を適用する。**（ゴルフ規則179ページ参照）

#### 9. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

#### 10. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

#### 11. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミックス製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

#### 12. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 13. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

### 注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。

2. 競技の条件11項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。

4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。

5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン（24球）を限度とする。

7. 使用ティーは、男子が白マーク、女子は赤マークとする。

8. プレー中、帽子を着用すること。ハウス内は脱帽。

9. 全国健康福祉祭ねりんピックゴルフ競技服装規定を遵守すること。

10. コース内は、携帯電話の持ち込みをしないこと。

#### 追 記

1. 練習場は、午前6時30分よりオープンします。

2. レストランは、午前6時30分よりオープンします。

3. キャディバックは口径9.5インチ、重量13キロを超えないこと。

※但し、会場クラブで制限がある場合、会場クラブの制限に従うこと。

### 指 定 練 習 日

5月9日（火）～11日（木）18日（木）～19日（金）23日（火）とする。ただし、23日（火）は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって、セントクリークゴルフクラブに申し込み予約すること。TEL0565-64-2204

なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。予約時に確認すること。また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。

競技委員長 鈴木文男

#### 指定ドロップ区域【注】

プレーヤーが指定ドロップ区域を使用することを選んだ場合、ドロップや再ドロップについては次の規制を受ける。

- (a) 球をドロップする際に、プレーヤーは必ずしも「指定ドロップ区域」内に立ってドロップする必要はない。
- (b) ドロップした球は必ず「指定ドロップ区域」内のコース上に最初に落ちなければならない。
- (c) 指定ドロップ区域の標示する白色の線は「指定ドロップ区域」内とする。
- (d) ドロップした球は必ずしも「指定ドロップ区域」内に止まらなくても良い。
- (e) ドロップした球が、
  - (イ) ハザード内に転がり込んだとき、
  - (ロ) グリーン上に転がり込んだとき、
  - (ハ) アウトオブバウンズに転がり込んだとき、
  - (ニ) ドロップした際に球がコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレングス以上転がって止まったとき、  
には、再ドロップしなければならない。
- (f) ドロップした際に球が「指定ドロップ区域」内のコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレングス以内の所に止まり、しかも前記(e)で取り上げられているどの場所にも入っていないときは、ドロップした球が転がって行ってホールに近づいても良い。
- (g) 前記の(e)と(f)の条件を満たしていれば、ドロップした球が転がって行って元の位置やその推定位置よりもホールに近づいて止まっても良い。